

川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付制度実施要領

平成 22 年 4 月 1 日

22 川ま情第 319 号

局 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱(22 川ま情第 119 号。以下「要綱」という。)第 3 条の規定に基づき、施工者の登録に必要な事項を定めるほか、川崎市木造住宅耐震改修助成制度(以下「改修助成制度」という。)を円滑に実施するため必要な事項を定める。

(診断士の業務)

第 2 条 改修助成制度において、診断士は、精密診断、補強計画及び工事監理を行うものとする。

(施工者の業務)

第 3 条 改修助成制度において、施工者は、診断士が作成する補強計画に沿って補強工事を行うものとする。

(川崎市木造住宅耐震改修施工者登録講習会)

第 4 条 市長は、施工者として登録しようとする者(以下「登録申請者」という。)に対し、改修助成制度の内容及び施工者としての業務の周知を図るため、川崎市木造住宅耐震改修施工者登録講習会(以下「講習会」という。)を開催するものとする。

2 講習会は年 1 回行うものとする。

(登録の申請)

第 5 条 登録申請者は、川崎市木造住宅耐震改修施工者名簿登録申込書(第 1 号様式)及び施工者経歴書(第 2 号様式)を市長に提出しなければならない。

(施工者の登録)

第 6 条 市長は、前条による申請において、次に掲げる要件に該当する建設業者を、川崎市木造住宅耐震改修施工者名簿(第 3 号様式。以下「施工者名簿」という。)に登録するものとする。

(1) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の許可を受け、原則として市内に営業所を設けている者。

(2) 次に掲げる要件を満たす者が在籍している者。

ア 建築士、建築施工管理技士若しくは建築大工技能士の資格を有する、又は、建築一式工事若しくは大工工事に係る 5 年以上の実務の経験を有する

者。

- イ 第4条第1項に規定する講習会を受講している者。
- 2 施工者の施工者名簿への登録期間は、当該登録を行った年度限りとする。
- 3 施工者名簿及び施工者経歴書は、まちづくり局指導部建築監察課の窓口、川崎市ホームページ及び(財)まちづくり公社の耐震相談窓口において、個人情報に係らない事項に限り市民の閲覧に供するものとする。

(登録の更新)

- 第7条 施工者は、登録期間が満了するまでに、前条第1項の要件を満たしていることを証明する書類を添えて、川崎市木造住宅耐震改修施工者登録更新届(第4号様式)を川崎市長に届け出たときは、これを翌年度限りとして延長することができる。
- 2 前項の規定は、再度の延長を妨げるものではない。
 - 3 第1項の規定に基づき更新の手続きを行う者は、登録時から施工者経歴書(第2号様式)の内容に変更があるときは、併せて届け出なければならない。

(施工者の登録の消除)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による登録を消除しなければならない。
- (1) 川崎市木造住宅耐震改修施工者消除届(第5号様式)により登録の消除の申請があったとき。
 - (2) 前条第1項に規定する登録の更新を行わず、登録期間が満了したとき。
 - (3) 第6条第1項に規定する登録要件を満たさない事由が生じたとき。
 - (4) 市民に不利益を与える等の不当行為を行ったとき、又はその他施工者として不適当と認める事由が生じたとき。
 - (5) 不正な手段により登録を受けたとき。
- 2 市長は、前項第4号又は第5号の規定により登録を消除したときは、その事実を一般に公表するものとする。

(施工者の再登録)

- 第9条 前条第1項第1号から第3号の規定により、施工者登録の消除を受けた者で、再度施工者登録の申請を行う場合は、第6条第1項第2号の要件に該当する者が在籍している場合に限り、第4条第1項に規定する講習会の受講を要しないものとする。
- 2 前条第1項第4号又は第5号の規定により施工者登録の消除を受けた者は、消除を受けてから5年を経過しない限り、再度施工者登録の申請を行うことはできない。

(診断士及び施工者の責務)

- 第10条 診断士は第2条に規定する業務を行うときは、良心的かつ誠実に行為

なければならない。

- 2 施工者は第3条に規定する業務を行うときは、良心的かつ誠実に行わなければならない。
- 3 診断士及び施工者は、交付対象者が耐震改修工事の完了届を提出する際には、支障をきたさぬよう添付図書の調整等に協力しなければならない。

(指示)

第11条 市長は、必要と認める事項が生じたときは、施工者に対して指示することができる。

(耐震改修工事の申請者に関する特例)

第12条 申請者が複数名存在するときは代表者を定めることとし、代表者以外の申請者は、改修助成制度に関する一切の手続き及び権限を代表者に委任する旨の委任状を、川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付申請書と共に、市長に提出しなければならない。

(耐震改修工事の再開に関する特例)

第13条 要綱附則第3項に規定するまちづくり局長が別に定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 精密診断及び補強計画における領収書、契約書又は診断士が行ったことが判るもの
- (2) 精密診断及び補強計画に対する判定委員会による判定書

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 川崎市木造住宅耐震改修助成制度施工者名簿登載要領(平成17年施行)第2条の規定により、平成22年3月31日現在に認定をされている者で、施工者の登録を希望するものは、その旨の書面(任意)を市長に提出することにより、第6条第1項の規定により登録がなされた者とみなす。

平成 年 月 日

川崎市木造住宅耐震改修施工者名簿登録申込書

（あて先）川 崎 市 長

川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付制度実施要領第5条の規定により、以下の項目に同意の上、施工者名簿への登録を申請します。

- 1 施工者としての業務を良心的かつ誠実に行うこと。
- 2 川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱等、関係規定を遵守すること。
- 3 施工者名簿及び施工者経歴書を、まちづくり局指導部建築監察課の窓口、川崎市ホームページ及び（財）まちづくり公社の耐震相談窓口において、個人情報に係らない事項を市民に閲覧させること。
- 4 川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付制度実施要領第8条第2項の規定に基づき、登録の消除及び氏名の公表が行われても異議を唱えないこと。

| 施工者名簿に掲載する施工者 | | | |
|---------------|--|---------|--|
| 会 社 名 | | 代 表 者 名 | |
| 所 在 地 | | | |
| 建設業許可番号 | | | |
| 電 話 番 号 | | FAX 番 号 | |
| メールアドレス | | | |

| 講習会を受講した者 | | | |
|-----------|--|------|---|
| 氏 名 | | | |
| 住 所 | | | |
| 資 格 | | 実務経験 | 年 |

電話番号・FAX番号は、市民が連絡する際に使用する番号となりますので御注意下さい。

- (1) 講習会受講者の建築士免許証・技能認定等の写し
- (2) 建設業許可登録通知書の写し
- (3) 施工者経歴書（第2号様式）

施工者経歴書

平成 年 月 日現在

| | | | |
|---------------------|---|--------|--|
| フリガナ 会社名 代表者名 | | | |
| 建設業許可 | 許可() 第 号 | | |
| 所在地 | | | |
| 電話番号 | | FAX 番号 | |
| 在籍する資格者 | 1級建築士 名 2級建築士 名 木造建築士 名 施工管理技士 名 大工技能士 名 | | |
| | 年 月 日 | 実績 | |
| 会社の経歴 | | | |
| 特色 | 得意分野やアピールポイントなどを記入してください。 | | |

平成 年 月 日

川崎市木造住宅耐震改修施工者名簿登録更新届

（あて先）川 崎 市 長

川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付制度実施要領第7条の規定により、以下の項目に同意の上、施工者名簿の登録の更新を届け出ます。

- 1 施工者としての業務を良心的かつ誠実に行うこと。
- 2 川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱等、関係規定を遵守すること。
- 3 施工者名簿及び施工者登録経歴書を、まちづくり局指導部建築監察課の窓口、川崎市ホームページ及び(財)まちづくり公社の耐震相談窓口において、個人情報に係らない事項を市民に閲覧させること。
- 4 川崎市木造住宅耐震改修工事助成金交付制度実施要領第8条第2項の規定に基づき、登録の消除及び氏名の公表が行われても異議を唱えないこと。

| 施工者名簿に掲載する施工者 | | | |
|-----------------|-------------------------------|--------|--|
| 会 社 名 | | 代表者名 | |
| 所 在 地 | | | |
| 建設業許可番号 | | | |
| 電 話 番 号 | | FAX 番号 | |
| メールアドレス | | | |
| 講習会を受講した者の在籍の有無 | 有 ・ 無 （在籍者が居ない場合は登録の消除となります。） | | |

| 講習会を受講した者 | | | |
|-----------|--|------|---|
| 氏 名 | | | |
| 住 所 | | | |
| 資 格 | | 実務経験 | 年 |

電話番号・FAX番号は、市民が連絡する際に使用する番号となりますので御注意下さい。

添付書類

- (1) 講習会受講者の建築士免許証・技能認定等の写し
- (2) 建設業許可登録通知書の写し
- (3) 登録時と変更がある場合は、施工者経歴書（第2号様式）

第5号様式（第8条関係）

川崎市木造住宅耐震改修施工者登録消除届

平成 年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

次の理由により、川崎市木造住宅耐震改修施工者名簿から登録を消除したいので、届け出ます。

（施工者登録を消除したい理由）

代表者名

印